

色麻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

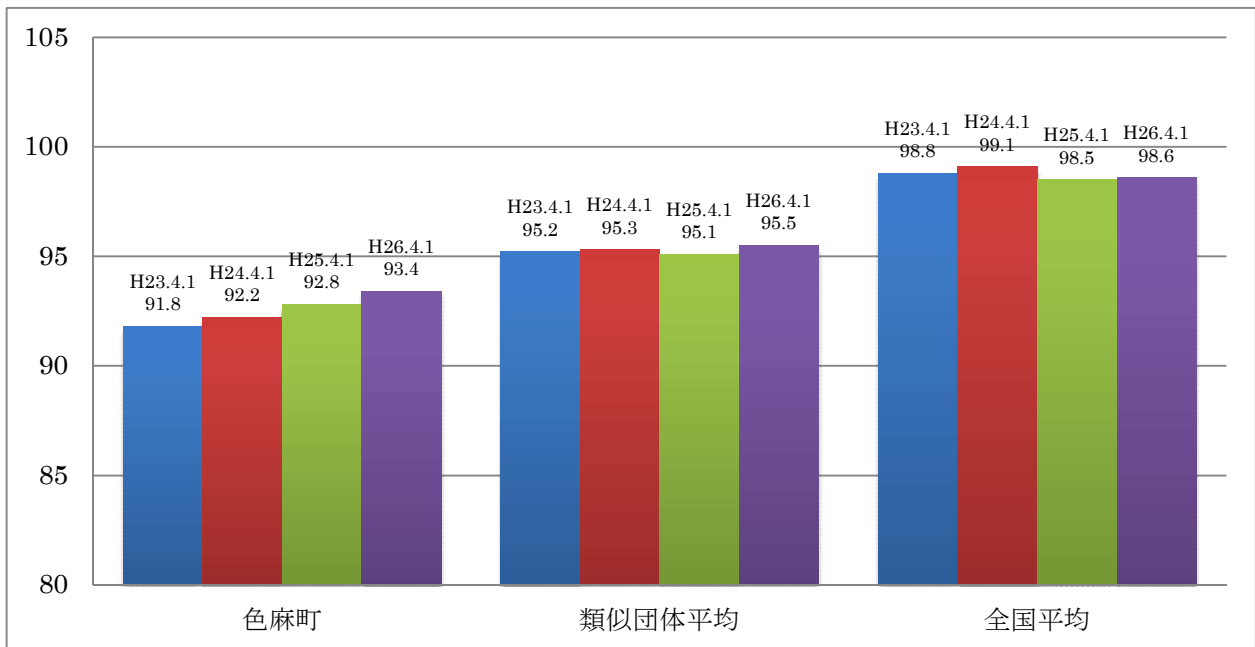
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,369	千円 5,892,074	千円 170,627	千円 834,612	% 14.16	% 17.80

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 91	千円 331,111	千円 41,528	千円 117,486	千円 490,125	千円 5,386	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成23年4月1日から平成26年4月1日のラスパイレス指数を比較すると、1.6ポイントの上昇と3年連続の上昇となっている。これは職員構成の変動(経験年数階層の変動、採用・退職による変動)等が要因となっている。3年連続で上昇しているものの、ラスパイレス指数は低い状況で推移している。現状を維持出来るよう、計画的な行政運営を進めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 色麻町：支給対象外地域
※国と同様に見直しを実施。支給当該地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	44.2 歳	303,800 円	334,500 円	333,946 円
宮城県	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

② 能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
色麻町	50.2 歳	8 人	265,500 円	275,800 円	275,660 円	—	—	—	—
うち調理員	49.3 歳	2 人	261,100 円	266,254 円	264,167 円	調理士	45.8 歳	232,400 円	1.15
うち用務員	46.0 歳	3 人	261,900 円	283,895 円	283,850 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.42
うち給食調理員	54.8 歳	3 人	272,100 円	274,106 円	275,133 円	—	—	—	—
宮城県	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
色麻町	4,606,898 円	—	—
うち調理員	4,207,036 円	3,115,100 円	1.35
うち用務員	4,445,689 円	2,747,000 円	1.62
うち給食調理員	4,366,969 円	—	---

(注)

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成23～平成25年の3ヶ年平均)。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 4 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	色 麻 町	宮 城 県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	174,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	121,600 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

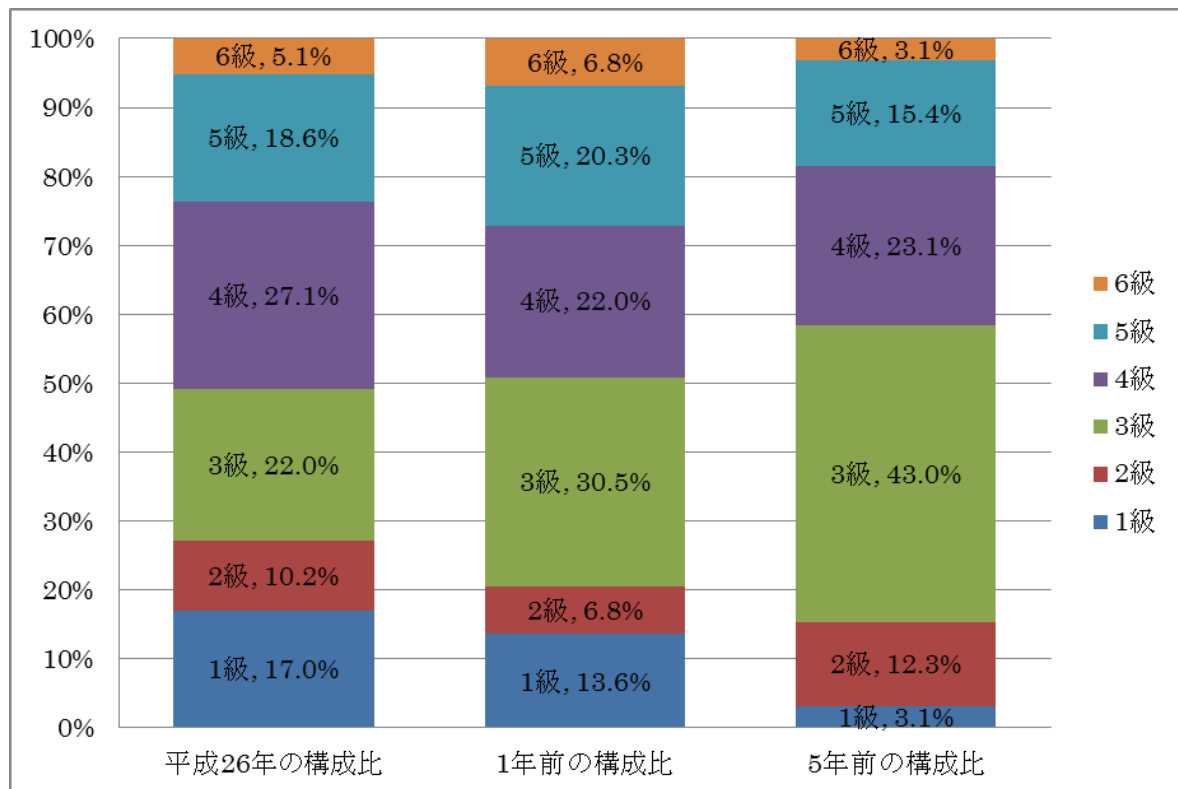
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	244,900 円	320,100 円	— 円	— 円
	高校卒	203,600 円	276,250 円	351,600 円	362,950 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	254,400 円	262,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	10人	17.0%	135,600円	243,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（主事、技師等）	6人	10.2%	185,800円	308,700円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（主幹、係長、主査）	13人	22.0%	222,900円	354,700円
4級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長補佐、次長）	16人	27.1%	261,900円	388,300円
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	11人	18.6%	289,200円	400,600円
6級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	3人	5.1%	320,600円	422,600円

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

この目的を達成するため、現在1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分を決定することとしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,310千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,634千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日(12月1日)以前、1か年以内の期間における勤務成績(業績、勤務態度や能力)により評価を行い、結果区分に応じて、町長が成績率を決定する。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

色 麻 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 2,131千円 43,833千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	18%	—人	18%
仙台市	6%	—人	6%
名取市、多賀城市、 利府町、富谷町	3%	—人	3%

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度)	14,042千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	163千円
支給実績(平成24年度)	12,749千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	148千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 それぞれ6,500円(職員に配偶者が ない場合はそのうち1人について 11,000円) 3. 扶養親族である子のうち満15歳 に達する日後の最初の4月1日から満 22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子1人につき5,000 円	同じ	—	10,427 千円	236,966 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っ ている職員 イ 月額23,000円を超える家賃を支払 っている職員 11,000円+(【家賃】-23,000円)÷2 (限度額27,000円)	同じ	—	2,133 千円	23,700 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ2,000円～ 24,500円を支給	同じ	—	3,533 千円	45,881 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	9,939 千円	584,659 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別 居して単身で生活する職員 月額23,000円+加算額	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの 各月の初日)に支給地に在勤する職員 に対して支給 地域の区分: 4級地 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ	—	6,122 千円	61,217 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規 の勤務時間に勤務することを命ぜら れ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時 から翌日の午前5時まで)に勤務す ることを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員 に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円 (5時間未満の場合)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員 特別手当	管理職手当での支給を受ける職員が、 臨時又は緊急の必要等により週休日 又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円	同じ	—	16 千円	8,000 円
災害派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の 地方公共団体から派遣された職員が 住所又は居所を離れて色麻町の区域 に滞在する場合に支給 公用の施設又はこれに準ずる施設 滞在期間 ・30日以内 2,430円 ・31日以上60日以内 2,430円 ・61日以上 2,430円 その他の施設 滞在期間 ・30日以内 4,000円 ・31日以上60日以内 3,550円 ・61日以上 3,110円	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	870,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 363,200 円	
	副 市 町 村 長	646,000 円	670,100 円 / 365,000 円	
報 酬	議 長	323,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	245,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	229,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	870,000円×在職月数×0.44	18,374,400円	任期毎
		646,000円×在職月数×0.26	8,062,080円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

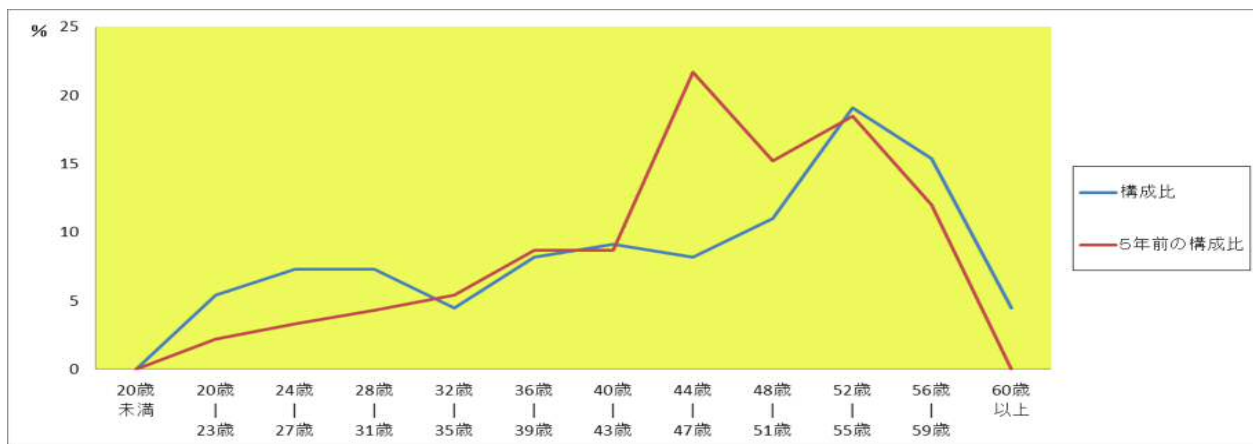
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成25年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2人	2人	0人	※子育て支援室新設により1名増 ※大崎定住自立圏人材育成派遣により1名減 ※塩竈市派遣により1名減(下水部門へ計上)
		総務	19人	19人	0人	
		税務	5人	5人	0人	
		民生	24人	23人	1人	
		衛生	6人	6人	0人	
	農林商工	9人	10人	▲1人		
	土木	5人	6人	▲1人		
		計	70人	71人	▲1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.99人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 123.64人)
	教育部門		24人	21人	3人	※欠員補充1名増 幼稚園を2年保育から3年保育にしたため2名増
	消防部門					
	小計		94人	92人		<参考> 人口1万人当たり職員数 127.56人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.99人)
公営 企業 等部 門	水 道 下 水 道 其 他	水道	3人	3人	0人	※塩竈市派遣により1名増(下水事業へ従事) ※後期高齢者医療広域連合へ派遣により1名増
		下水道	3人	2人	1人	
		その他	10人	9人	1人	
	小計		16人	14人		
合計			110人	106人	4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.27人
			[120人]	[120人]	[0人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	8人	8人	5人	9人	10人	9人	12人	21人	17人	5人	110人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	71	68	71	74	71	70	▲1（▲1.4%）
教育	24	21	21	20	21	24	－（－%）
消防							（%）
普通会計計	95	89	92	94	92	94	▲1（▲1.1%）
公営企業等会計計	15	15	15	14	14	16	1（6.7%）
総合計	110	104	107	108	106	110	－（－%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	千円 116,168	千円 16,112	千円 18,358	% 15.8	% 15.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 5	千円 12,487	千円 2,407	千円 3,464	千円 18,358	千円 3,672	千円 6,862

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
色麻町	42.3歳	304,100円	428,039円
団体平均	45.0歳	369,422円	571,146円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色麻町	色麻町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,155千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,310千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

色麻町			色麻町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—千円 —千円			2,131千円 43,833千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都	18 %	— 人	18 %
仙台市	6 %	— 人	6 %
名取市、多賀城市 利府町、富谷町	3 %	— 人	3 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度）	989 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	330 千円
支給実績（平成24年度）	605 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	202 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 それぞれ6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円） 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円	同じ	—	1,128 千円	376,000 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】 - 23,000円) ÷ 2 (限度額27,000円)	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離（片道）に応じ2,000円～24,500円を支給	同じ	—	97 千円	32,400 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円（参事） 6級の職員 51,900円 41,500円（参事）	同じ	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額23,000円 + 加算額	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に支給地に在勤する職員に対して支給 地域の区分：4級地 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ	—	267 千円	89,000 円
休日勤務手当	休日（祝日・年末年始）において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円（5時間未満の場合）	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別手当	管理職手当での支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円	同じ	—	— 千円	— 円